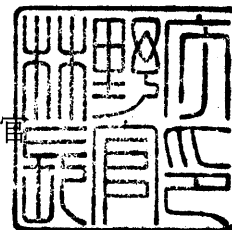




23林政政第493号
平成23年11月22日

特例社団法人 全国木材組合連合会 会長 殿

林野庁長官



今冬の政府の節電の取組及び冬期の省エネルギー対策について

日頃より、森林・林業行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成23年11月1日に開催された電力需給に関する検討会合において、「今冬の電力需給対策について」が決定され、政府の節電に係る取組についても、別添1のとおり内閣官房から要請があったところです。

また、平成23年11月1日に開催された省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、「冬期の省エネルギー対策について」が決定され、別添2写しのとおり内閣府政策統括官から通知があったところです。

今冬の電力需給バランスについては、一般的に冬期の需要は夏期に比べて低いことから、全国的に見れば、今夏ほど深刻とはならない見通しです。しかしながら、関西電力及び九州電力については、来年1月頃に厳しくなる見通しです。

貴法人におかれましては、各決定の趣旨を踏まえ、政府に準じて、冬季の節電メニュー（事業者向け）等を参考としつつ、今冬の節電に率先して取り組むとともに、冬季の省エネルギーの推進に一層ご努力されるようお願い申し上げます。

(別添1)

○今冬の政府の節電の取組について（内閣官房）

(参考)

○今冬の電力需給対策について

○冬期の節電メニュー（事業者向け）

○冬期の節電メニュー（家庭向け）

○事業者の皆様・ご家庭の皆様へ、今冬の節電へのご協力をお願い

(別添2)

○冬季の省エネルギー対策について（通知写し）

今冬の電力需給対策について

平成23年11月1日
電力需給に関する検討会合

1. 今夏の電力需給対策の総括

(1)今夏、東京電力及び東北電力管内においては、ピーク期間・時間帯[※]の使用最大電力について▲15%の抑制(節電)を要請し、特に大口需要家については電気事業法第27条に基づく使用制限を実施する等の対応を行った。また、関西電力管内においては、全体として▲10%以上の節電の要請を行った。中西日本のその他の電力管内(中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力の各管内)においては、国民生活や経済活動に支障を生じない範囲での節電に取り組んだ。

※各電力会社管内において節電を要請する期間・時間帯。

(2)こうした要請等を踏まえた需要家の皆様の節電の協力等により、需要は各地域において概ね目標とする水準で推移し[※]、電力会社による供給力の積上げの努力や機動的な電力融通等の対応と相まって、計画停電や需給ひっ迫による停電は回避することができた。

※今年の需要・気温が高かった日と気温が同程度の日を選定して比較した場合、東京電力で▲19%、東北電力で▲18%、関西電力で▲8%

(3)なお、需要動向を個別に見ると、東京電力及び東北電力管内の大口需要家においては、電気事業法第27条に基づく使用制限等により、目標以上の節電が行われる傾向があった。また、小口需要家においては、自主的な数値目標であっても、概ね目標に応じた節電が行われた。さらに、家庭においては、自主的な数値目標であっても、具体的な節電メニューを提示することにより、無理のない範囲で節電が行われた。

2. 今冬の需給見通し

(1)全般

今冬の電力需給バランスについては、一般的に冬期の需要は夏期に比べて低いことから、定期検査等により停止中の原子力発電所が再起動しない場合であっても、全国的に見れば、今夏ほど深刻とはならない見通しである。

(2)東日本(北海道、東北、東京電力管内)

東北電力については予備率が▲3.4%(1月)となるものの、東日本3社合計で

は予備率 4.6%(1 月)となる見込みである。

(3) 中西日本(中部、北陸、関西、中国、四国、九州電力管内)

関西電力及び九州電力について、予備率がそれぞれ▲7.1%(1 月)及び▲2.2%(1 月)と厳しくなる見通しであるものの、中西日本6社合計では予備率 0.6%(1 月)となる見込みである。

3. 今冬の需給対策の基本的考え方

以上の状況を踏まえ、計画停電の実施や需給ひっ迫による停電の発生を回避するため、以下の対応を行う。

(1) 供給面

- ① 引き続き、供給力の積み増し努力を続けていく。
- ② 日々の電力系統の運用において、各社の需給状況を踏まえつつ、更に機動的な相互の融通を行うことで、需給が逼迫する地域の需給バランスを確保できるような対応を行う。

(2) 需要面

供給力の最大限の積上げを行った上でもなお存在する需給ギャップについては、ピーク期間・時間帯の使用最大電力(kW)の抑制(節電)により対応する。節電に当たっては、経済社会への影響を最小化するため、以下の考え方に基づいて行うこととする。

- ① 電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限は行わない。
- ② 具体的な節電の要請に当たっては、経済活動や国民生活の実態に応じた、きめ細かな対応を求める。

上記に加え、政府としても、電力需給ギャップの解消に向け、予算、規制改革等、あらゆる措置を検討し、できる限りの措置を講じる。その際、短期的に効果がある措置に限定せず、今後1～3年間を見据えて効果が期待される措置もあわせて講じる。

4. 今冬の需給対策

上記基本的考え方を踏まえ、今冬の需給対策として、以下の対応を行う。

(1) 東日本(別紙1参照)

- ① 東北電力管内の予備率は▲3.4%(1 月)となるが、被災地の復興需要に配慮し、今夏同様、東京電力及び北海道電力からの融通を最大限活用し、供給力を確保する。

- ②他方、電源脱落等のリスクに備える必要があること等に鑑み、需要家の方々に対して、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電(具体的には、照明・空調機器等の節電など)を要請する(具体的な数値目標は示さない。)。その際、特に、被災地においては、無理な節電を強いることのないよう配慮する。

(2) 中西日本(別紙1参照)

- ① 中西地域全体で見ても予備率が3%に達していないこと、電源脱落などに備える必要があることから、今夏同様、電力会社間の融通を最大限活用するとともに、需要家の方々に自主的な節電を要請する。
- ② 特に、供給力が最大需要見通しを下回る関西電力及び九州電力管内については、ピーク期間・時間帯の使用最大電力(kW)について、今夏の大口需要家・小口需要家・家庭別の需要分析を踏まえ、数値目標を伴うきめ細かな節電要請を行うこととする。その他の電力会社(中部電力、北陸電力、中国電力及び四国電力)管内については、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲でのピーク期間・時間帯の使用最大電力の抑制(kW)(具体的には、照明・空調機器等の節電など)を要請する(具体的な数値目標は示さない。)。その際、特に、被災地においては、無理な節電を強いることのないよう配慮する。

(3) 各地域の節電要請(ピーク期間・時間帯の使用最大電力(kW)の抑制^{※別紙2})

<関西電力管内>

① 節電目標(▲10%以上の節電)

- i 大口需要家・小口需要家・家庭それぞれ②に定める期間・時間帯において、使用最大電力(kW)を③の基準電力の90%を超えない水準に抑制するよう要請する。
- ii 病院や鉄道などライフライン機能等の維持に支障が出る場合(※1)や生産活動に実質的な影響を及ぼす場合等については、機能維持への支障や生産活動への実質的な影響が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行うよう要請する。なお、その場合には、当該需要家の業務部門(※2)については上記の期間・時間帯において共通目標(▲10%以上)を上回る使用最大電力(kW)の抑制を要請する。

※1 当該需要家における業務部門以外の部門が実施する節電の目安としては、平成23年夏期の東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方(別紙3)を参考とする。

※2 業務部門とは、それぞれの大口・小口需要家における事務・間接部門(オフィス部門等)をいう。

(例1)病院 : 患者への医療サービスの提供に関する設備機能を除く事務・間接部門

(例2)鉄道 : 列車の運行に関する設備・機能を除く事務・間接部門

(例3)金融業: システムセンターなど取引や情報処理に関する設備・機能を除く事務・間接部門

(例4)製造業：製造部門以外の事務所等

②節電期間

12/19(月)～3/23(金)の平日(12/29,12/30,1/3,1/4を除く) 9:00～21:00

③基準電力

前年同月の使用最大電力の値(kW)等を基準の目安とする。

④管内における複数の事業所が共同して節電目標を設定し、取り組むことも可能。

<九州電力管内>

① 節電目標 (▲5%以上の節電)

- i 大口需要家・小口需要家・家庭それぞれ②に定める期間・時間帯において、使用最大電力(kW)を③の基準電力の95%を超えない水準に抑制するよう要請する。
- ii 病院や鉄道などライフライン機能等の維持に支障が出る場合(※1)や生産活動に実質的な影響を及ぼす場合等については、機能維持への支障や生産活動への実質的な影響が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行うよう要請する。なお、その場合には、当該需要家の業務部門(※2)については上記期間・時間帯において共通目標(▲5%以上)を上回る使用最大電力(kW)の抑制を要請する。

※1 当該需要家における業務部門以外の部門が実施する節電の目安としては、平成 23 年夏期の東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方(別紙3)を参考とする。

※2 業務部門とは、それぞれの大口・小口需要家における事務・間接部門(オフィス部門等)をいう。
(例1)病院：患者への医療サービスの提供に関する設備・機能を除く事務・間接部門
(例2)鉄道：列車の運行に関する設備・機能を除く事務・間接部門
(例3)金融業：システムセンターなど取引や情報処理に関する設備・機能を除く事務・間接部門
(例4)製造業：製造部門以外の事務所等

②節電期間

12/19(月)～2/3(金)の平日(12/29,12/30,1/3,1/4を除く) 8:00～21:00

③基準電力

前年同月の使用最大電力の値(kW)等を基準の目安とする。

④管内における複数の事業所が共同して節電目標を設定し、取り組むことも可能。

<その他>

その他の電力会社(北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、中国電力及び四国電力)管内については、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での以下の期間・時間帯における使用最大電力の抑制(具体的には、

照明・空調機器等の節電など)を要請する。上記期間以外の関西電力・九州電力管内についても同様とする。

節電期間:

12/1(木)～3/30(金)の平日(12/29,12/30,1/3,1/4を除く)

9:00～21:00 (九州電力管内については 8:00～21:00)

(4)情報提供等

- ①政府は、事業者及び家庭向けに具体的な冬の節電メニューを提示する。その際、今回の節電要請は、個々の需要家の電気の使用量(kWh)の合計ではなく、ピーク期間・時間帯の使用最大電力(kW)の抑制を要請するものであることを明確にする。
- ②電力会社は、電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を自ら行うとともに、民間事業者等(携帯事業者やインターネット事業者等)による幅広い情報提供に積極的に協力する。
- ③電力需給の逼迫が予想される場合には、電力会社において需給調整契約の最大限の活用により大口需要家等の需要抑制を行うとともに、政府において「需給逼迫警報」を発令し、すべての需要家に対して一層の節電を要請する。
- ④政府及び政府関係機関においては、上記(3)の節電目標に基づき、節電に率先して取り組む。

以上

今冬の需給バランス

12月	(万kW)		北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	東3社	中西6社	9電力
	供給一需要 (予備率)	52	▲71 (▲5.3%)	344	153	14	39	52	17	▲19 (▲1.3%)	325	256	581	(3.1%)
最大電力需要	575	1,350	5,150	2,234	2,549	509	1,018	520	1,482	7,075	8,312	15,387		
供給力	627	1,279	5,494	2,387	2,563	548	1,070	537	1,463	7,400	8,568	15,968		

1月	(万kW)		北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	東3社	中西6社	9電力
	供給一需要 (予備率)	71	▲48 (▲3.4%)	307	145	▲188 (▲7.1%)	33	72	24	▲34 (▲2.2%)	330	52	382	(0.6%)
最大電力需要	579	1,390	5,150	2,342	2,665	528	1,074	520	1,533	7,119	8,662	15,781		
供給力	650	1,342	5,457	2,487	2,477	561	1,146	544	1,499	7,449	8,714	16,163		

2月	(万kW)		北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	東3社	中西6社	9電力
	供給一需要 (予備率)	86	▲6 (▲0.5%)	225	145	▲253 (▲9.5%)	31	72	11	32	305	38	343	(0.4%)
最大電力需要	563	1,370	5,150	2,342	2,665	528	1,074	520	1,474	7,083	8,603	15,686		
供給力	649	1,364	5,375	2,487	2,412	559	1,146	531	1,506	7,388	8,641	16,029		

3月	(万kW)		北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	東3社	中西6社	9電力
	供給一需要 (予備率)	36	87 (6.9%)	182	168	▲194 (▲7.9%)	37	99	61	60	305	230	535	(2.9%)
最大電力需要	545	1,270	5,023	2,175	2,459	496	984	469	1,377	6,838	7,960	14,798		
供給力	581	1,357	5,205	2,343	2,265	533	1,083	530	1,437	7,143	8,190	15,333		

※ 最大電力需要については東北電力管内は震災の影響を考慮した見通し。東京電力管内は平成22年度冬ピーク実績をベースに定めたもの。
他の電力管内は平成22年度冬ピーク実績又は各社の平成23年度冬ピーク見通しのいずれか高い方が想定。

使用最大電力(kW)の抑制について

(別紙2)

①ピーク期間・時間帯(※1)において、それぞれの事業所等の前年同月(※2)の使用最大電力(kW)の値等を目安とした基準からの節電をお願いします。(以下の、関西電力管内における事業所A(1月)の例の場合、前年1月の使用最大電力5,000kWに対し、今冬10%以上の節電により、今冬1月における平日(1/3, 1/4を除く)9:00-21:00の時間帯は、使用最大電力(kW)が、4,500kWを超えないよう節電へのご協力をお願いします。)

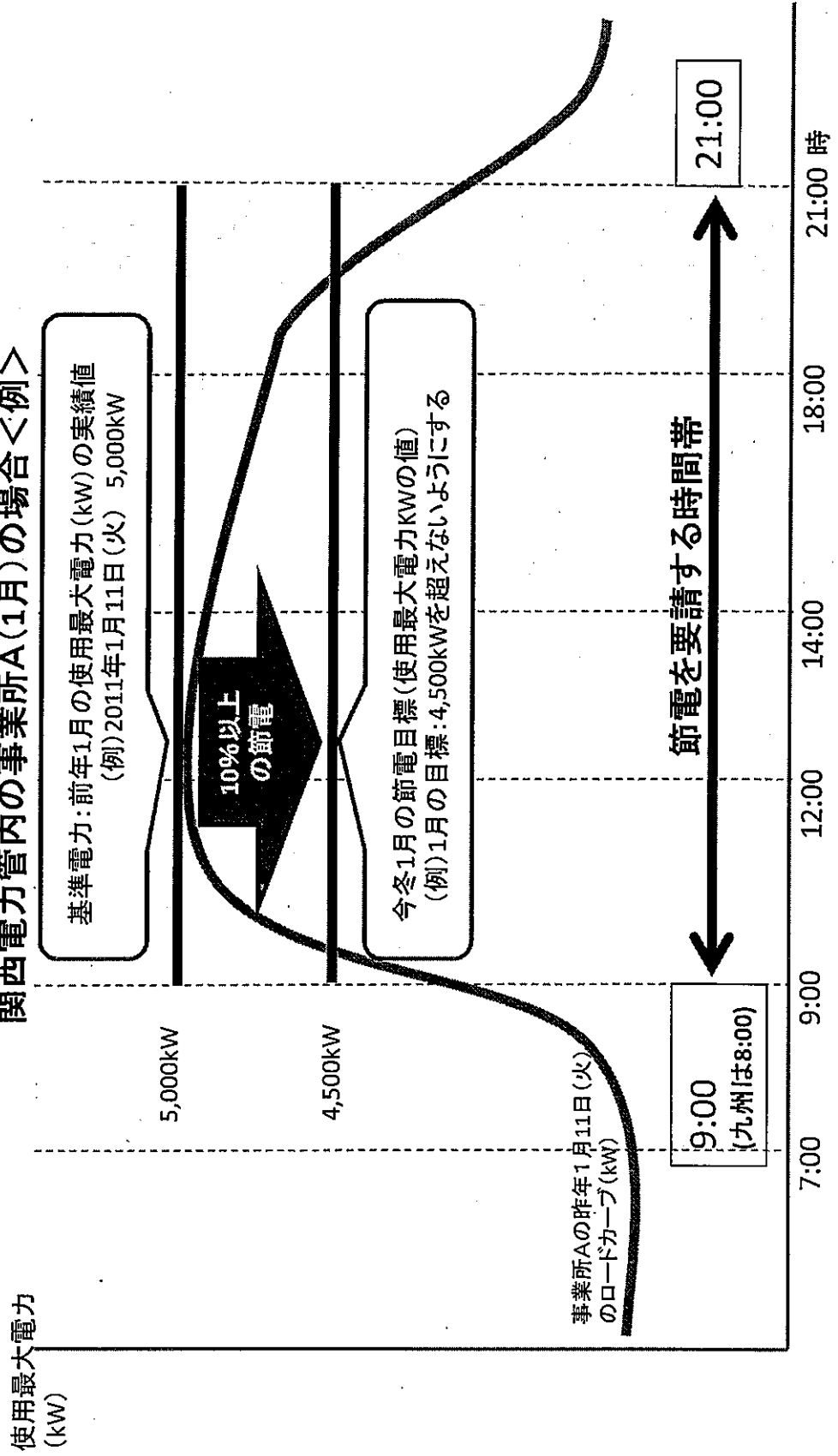
※1) 各電力会社管内において節電を要請する期間・時間帯。

例: 関西電力管内であれば、数値目標を設定するのは12月19日-3月23日(12/29-1/4を除く) 平日 9:00-21:00

※2) 2012年1月であれば2011年1月の使用最大電力(kW)等

②1日(24時間)を通じた電気の使用量(kWh)の合計の抑制ではありません。

関西電力管内の事業所A(1月)の場合<例>



(別紙3)

東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用
に当たっての制限緩和措置の考え方(平成23年夏期)

平成23年夏期、東京・東北電力管内における大口需要家については、原則、
昨年の使用最大電力の値の15%削減した値を使用電力の上限とし、例外とし
て以下の制限緩和措置を講じた。

(1) 生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備

①医療関係

- 医療施設：削減率0%
- 使用制限が生命・身体の安全確保に特に影響を及ぼす医薬品・医療機
器製造販売業及び製造業、医薬品卸売販売業：削減率0%

②老人福祉・介護関係

- 使用制限が生命・身体の安全確保に重大な影響を及ぼす老人福祉施設、
介護保険施設、障害児(者)福祉施設等：削減率0%

③衛生・公衆安全関係

- 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金により地方公共団体が実施する
坑排水処理事業：削減率0%
- 上下水道、上下水道等に原水を供給する揚水機場(調整池を有さない
ものに限る)：削減率5%
- 産業廃棄物処理施設(焼却処理施設に限り、当該施設が主要施設であ
る場合に限る)：削減率5%
- 火葬場：削減率10%
- と畜場：削減率10%

(2) 安定的な経済活動・社会生活に不可欠な需要設備

①24時間・365日電力使用の変動幅がほぼフラットな需要設備

- 情報処理システムに係る需要設備(例:データセンター、金融機関、
航空、通信関係のシステム)：削減率(変動幅に連動)
- クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備：削減率(変動幅に連
動)

※電力使用の変動幅と削減率

変動幅10%未満：削減率0%

10%以上15%未満：削減率5%

15%以上20%未満：削減率10%

②人流・物流等への影響が大きく電力の使用時間帯が変えられない需要設備

i) 交通関係

- 鉄道一般 12時～15時：削減率15%、その他の時間帯：削減率0%
- 東北・長野・上越・東海道新幹線、青函トンネル：削減率0%
- ローカル路線 片道3本/時：削減率0%、片道4, 5本/時：削減率5% (9時～12時、15時～20時は0%)

ii) 航空関係

- 航空保安施設：削減率5%
- 空港ターミナルビル：削減率5%

iii) 物流関係

- 定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫、一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業：削減率5%
- 中央・地方卸売市場：削減率5%
- 港湾運送等に係る需要設備：削減率5%

iv) 宿泊関係

- ホテル・旅館：削減率10%

v) エネルギー供給関係

- 発電のためのガス供給等に係る需要設備：削減率0%
- 発電所等に送水する工業用水：削減率5%

vi) その他

- 一般紙の夕刊印刷工場 12時～15時：削減率0%、その他の時間帯：削減率15%
- 夕刊紙の印刷工場 10時～12時：削減率0%、その他の時間帯：削減率15%

(3) その他

- 一括受電マンション等：契約電力上限
- 平成23年3月11日以降、今夏の電力使用抑制のために東京・東北電力管外に移転した需要設備について、同一法人の他の需要設備の削減量に考慮
- 設備の検査等により基準期間・時間帯の使用最大電力の値が契約電力に比して著しく低い場合の基準電力値を契約電力とする緩和措置

(別添2)

府政共生第735号

平成23年11月1日

農林水産省大臣官房長 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

（公印省略）

冬季の省エネルギー対策について（通知）

標記の件につき、「省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議」において、別紙のとおり決定されましたので、通知します。

つきましては、冬季の省エネルギーの推進に一層の御努力を頂くとともに、貴省庁等管下の政府関係機関、関係団体及び関係業界、地方公共団体等においても、協力方御配慮いただくよう併せてよろしくお願いいたします。

連絡先

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

参事官（総合調整第1担当）付

中西

TEL 03-3581-2872

E-mail tetsuji.nakanishi@cao.go.jp

冬季の省エネルギー対策について

平成23年11月1日

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

オイルショック以降、大幅に増加した民生部門を中心としたエネルギー需要の増大への対策が大きな課題となっている。また、新興国の経済発展による世界的なエネルギー需要の増大等を背景として、化石燃料の市場価格の上昇圧力が高まっていることにより、エネルギー市場が不安定化し、家庭、事業者、地域など国民生活全般に対して、大きな影響を与えるようになってきている。加えて、世界は地球温暖化という共通の脅威に直面しており、この解決に向けて長期間の国際的な取組が必要となっている。

本年3月に発生した東日本大震災は我が国に未曾有の被害をもたらした。これは、大規模な地震と津波に原子力発電施設の事故が重なるという、我が国がかつて経験したことのないものであり、その被害が東日本の極めて広域に及んだことはもとより、その影響は我が国社会経済や産業の全体に対し深刻なものとなった。この国難とも言うべき震災を乗り越えるために、現在、政府と国民が一丸となり、各々の力を結集して復興に挑んでいるところである。

今般の震災によって、東京電力及び東北電力管内の電力供給力の不足が顕在化し、東京電力管内では計画停電という緊急措置を実施せざるを得ない事態となり、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼした。国民・産業界の積極的な節電への協力、取組もあり当該管内での夏の電力不足は乗り切ったが、エネルギー消費量が増大する冬は再び電力需給バランスの悪化が見込まれる。

こうした中で、省エネルギー対策を継続的かつ着実に実施することは、石油等のエネルギー源を他国に大きく依存する我が国のエネルギー安定供給の確保、さらには地球温暖化対策につながるだけでなく、今般の震災を契機とした電力需給対策ともなるものである。そこで、今夏の様々な節電対策で乗り切った経験を踏まえ今回、別添の「冬季の省エネルギー対策について」を決定し、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組の推進をより一層図ることとする。

冬季の省エネルギー対策について

I 政府としての取組

1. 政府としては、自らが率先して一層の省エネルギーを進める観点から、以下の(1)～(15)に掲げる事項等を着実に実施することとする。この場合において、「京都議定書目標達成計画」、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府の実行計画)」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づく基本方針及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(以下「環境配慮契約法」という。)」に基づく基本方針等を踏まえ、これとともに、地方公共団体等に対し同様の取組を行うよう強く協力を要請する。あわせて、冬期の電力需給ギャップの解消に向け、政府はピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。具体的には、関西電力管内で10%、九州電力管内で5%を目標とし、その他の管内でも活動に支障を生じない範囲で節電に取り組む。

(1) 暖房中の室温19℃の徹底

引き続き、暖房中の室温19℃を徹底することなど、エネルギー消費についてきめ細かな管理を行うこと。なお、コンピューター室のエアコンの温度についても、コンピューターの性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を調整する等の適正な運用に努めること。また、執務室で快適に過ごせるよう「ウォーム・ビズ」を心がけること。

(2) 電化製品の省エネルギー化

席を外す際にはパソコンをこまめにシャットダウンするほか、節電ソフト等によりディスプレイの照度を落とし、またスリープモード等を活用すること。プリンタ、コピー機、FAXについても、スリープモードを最大限活用し、使用していないOA機器のプラグは抜いて業務に支障のない範囲で待機電力を削減すること。電気ポットやコーヒーメーカー等の使用は極力控えること。また、執務室で使用する冷蔵庫等は、大幅に集約し、数を削減するとともに、エネルギーを多く消費する旧式のものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費の少ないものを選択すること。これらの機器の新規の購入の際も同様とすること。

(3) 消灯の徹底とエネルギー消費の少ない照明器具の導入

照明は、業務上特に必要な照度を確保しつつ大幅に削減し、使用していない箇所の消灯を徹底すること。廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯を実施すること。また、庁舎等で使用している白熱電球については、特段の支障がない限り原則的に全廃し、LED電球や電球形蛍光灯等に切り替え、蛍光灯

器具についても旧型はH f型やLED照明器具等のより消費電力の少ないものへの切替えを推進すること。また、水銀灯やメタルハライドランプを使用している場合は、セラミックメタルハライドランプへの切替えを推進すること。

(4) 階段の利用とエレベーターや自動販売機等の運用見直し

エレベーターは運転台数を削減し極力階段を利用するよう努めること。庁舎内の冷水器や自動販売機の設置台数を見直すとともに、省エネルギー性能のトップランナー基準を満たしている自動販売機を設置すること。また、自動販売機の照明を消すよう要請すること。

(5) 公用車の効率的利用とノーカーデーの実施

公用車等の効率的利用等を図るとともに、併せて職員及び来庁者に自動車利用の抑制・効率化を呼び掛け、公共交通機関の利用を推進すること。このため、霞が関の中央官庁において、毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する「霞が関ノーカーデー」を実施し、公用車の共同利用等の対策に重点的に取り組むこと。有料道路を利用する公用車については、ETC車載器を設置すること。加えて、運転手及び職員への省エネルギー運転講習の実施などを通じて、エコドライブ（ふんわりアクセル、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の積極的な実践を推進すること。

(6) 自転車の積極的利用

自転車の共同利用を積極的に導入するとともに、利用しやすいよう手続等の配慮をすること。

(7) エネルギー使用量の把握と職員の意識向上

フロア、部屋等で照明、OA機器等のエネルギーの使用状況が定期的に把握できる仕組みの導入を検討する等、職員の省エネルギーへの実践意識を高めるよう努めること。

(8) イベント等に当たっての省エネルギー及びグリーン電力の活用

政府が主催するイベント等の実施に当たっては、会場の暖房温度を適正に保ち、省エネルギーに努めるとともに、民間に委託して行う際には、可能な限りグリーン電力の活用に努めること。また、政府が後援等をする民間のイベント、会議等についても、同様の取組が行われるよう促すこと。

(9) エネルギー使用量等の継続削減

以上のようなエネルギーの使用の合理化の措置を講ずることにより、国の各行政機関におけるエネルギー使用量及び使用最大電力を前年度冬季（11月～3月）比で削減するように努めること。

(10) 各関係府省間の連携

「省エネルギー国民運動の強化について」（平成19年11月29日、省エネルギー・省資源対策推進会議決定）に基づき実施される各種取組において、関係府省庁間の連携強化に努めること。

(11) 庁舎などの省エネルギー対応

地方支分部局を含めた庁舎や公務員宿舎の整備にあたっては、太陽光発電、高効率照明、高効率給湯器、高効率空調機、燃料電池、複層ガラスや二重窓などの高断熱窓・サッシ、BEMS等のエネルギー消費効率を改善するための設備・機器等を可能な限り幅広く導入し、省エネルギー化に努めること。また庁舎で使う燃料についてもバイオマス燃料、都市ガス等の温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

(12) グリーン庁舎の整備

グリーン庁舎の整備を推進するとともに、グリーン診断も踏まえ、省エネルギー化を重点的に実施すること。また、省エネルギーに資する適正な施設の運用管理を徹底すること。なお、建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案して最も優れた技術提案を行った者を特定する方式（環境配慮型プロポーザル方式）を採用すること。

(13) 庁舎の簡易ESCO診断の早期実施

地方支分部局を含めた庁舎の省エネルギー化を進めるため、既にグリーン診断が行われている場合も含め、簡易ESCO（Energy Service Company）診断を未実施のところは早急に実施について検討するとともに、可能な限りESCO事業の導入を検討すること。なお、検討に当たっては、環境配慮契約法により国庫債務負担行為について10年に延長されていることに留意すること。

(14) 電気供給契約における環境配慮

電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等）を定めた上で、上記資格を満足する者の中から落札者を決定する方式（裾切り方式）を活用する等、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ契約を締結すること。

(15) 低公害公用車の導入の促進

一般公用車については低公害車の導入比率100%を維持するとともに、一般公用

車以外の公用車についても、数値目標を掲げて低公害車化を図ること。さらに、入札に付する契約については、購入価格及び環境性能を総合的に評価し、最も優れた者と契約する等、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ契約を締結すること。また、電気自動車等の次世代自動車については率先導入すること。

政府は、以上の対策について、その効果を把握し、その後の対策に活かすため、アンケート調査等により実施状況のチェック・アンド・レビューを行う。

2. 政府は、省エネルギーが新しい積極的なライフスタイルであるというイメージの構築を図るとともに、そのようなライフスタイルを子供たちや若い世代が受け入れられるよう広報の実施やエネルギー教育の実施等を図る。

- (1) 省エネルギー型ライフスタイルの定着

国民にとって省エネルギー・節電が、我慢、節制という消極的なイメージ（生活像）ではなく、21世紀における新しい積極的なライフスタイルであるというイメージの構築を図る。食生活、ファッション、住環境等の行動様式等について、パンフレットや出前講座等による情報提供を通じて、その実践・普及を図るなど、省エネルギーが積極的に受け入れられるような意識の醸成を図り、省エネルギー型の新しいライフスタイルの定着を図る。節電についても、同じく積極的なライフスタイルとして定着を図る。

- (2) 省エネルギー教育の充実

子供たちや若い世代が、エネルギー問題と社会経済システムやライフスタイルとの関わりについて理解を深め、省エネルギーや節電に向けた行動を実践する態度を身に付けられるよう、学習機会や広報の充実を図るとともに、学校、企業等に対し、子供たちや若い世代が省エネルギー・節電の重要性についての理解を深めることができるような場の提供等について協力を求める。

II 産業界及び家庭など国民に対する周知及び協力要請

以下の1から4までに掲げる事項について国民への周知徹底を図るため、政府は、関係団体、関係業界、地方公共団体、NPO等に対して、家庭や事業者などに省エネルギーの呼びかけを行うよう協力を要請する。また、別紙1の「冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動」を中心として、幅広く普及広報活動に努める。あわせて、冬期の電力需給ギャップの解消に向け、産業から家庭までそれぞれの電力需要家に関西電力管内で10%、九州電力管内で5%を目標とし、また、その他の管内では国民生活や経済活動に支障を生じない範囲でそれぞれ節電に取り組むこととし、政府として普及啓発をはじめとする所要の措置を講ずる。

1. 工場・事業場関係

(1) 改正省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

平成20年に改正されたエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）を踏まえ、事業者単位での年間エネルギー使用量を把握すること。

なお、エネルギー使用量の把握にあたっては「平成20年度省エネ法改正の概要」（<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>）の情報等を参照するとともに、新たにエネルギー管理を行うこととなる事業者等でも簡易に把握できるように用意されている、エネルギー使用量の簡易計算表（<http://www.enecho-shoenecho.jp/#point/calc.html>）を適宜活用すること（前年度における事業者単位でのエネルギー使用量が原油換算にして1,500キロリットル以上の場合には、翌年度5月末までにエネルギー使用状況届出書（<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/youshiki1.doc>）を本社所在地を管轄する経済産業局に提出することが必要となる（但し、既に「特定事業者」又は「特定連鎖化事業者」の指定を受けている場合を除く）。また、指定を受けた事業者は、事業者単位でのエネルギー管理の実施にあたり、エネルギー管理統括者等の選任、中長期計画書・定期報告書の提出等が義務づけられることに留意。）。

業務部門のエネルギー需要の増加を踏まえ、特に、飲食料品小売業、一般飲食店、病院、宿泊業、社会福祉・介護事業、学校、各種商品小売業等業務部門の事業所においては、「省エネルギー国民運動の強化について」に基づき作成した「省エネルギー実施要領」（<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080804/080804.htm>）を活用し、エネルギー管理の徹底に努めること。また燃料の選択についてもバイオマス燃料、都市ガス等温室効果ガスの排出の少ない燃料の使用に努めること。

(2) 自主的な省エネルギー等への取組の推進

社団法人日本経済団体連合会の経団連環境自主行動計画の対象者にあつては、その実現に向け、工場・事業場において経済的・技術的に最高水準の省エネルギー機器・設備を導入することや、設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。また、同計画の対象外の者にあつても、自主的・計画的に省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。さらに、事業者は、自主的・計画的な取組により、使用最大電力の抑制に努めること。

(3) ESCO事業の活用を含めた省エネルギー診断の実施

自らの工場・事業場について、更なる省エネルギーの可能性を客観的に把握するため、エネルギー消費設備が効率よく運用されているかどうか等について、包括的な省エネルギーサービスを提供するESCO事業の活用を含め、省エネルギーに関する診断の実施を検討すること。

2. 業務・家庭関係

ア 家電機器等エネルギー消費機器について

(1) 機器の消費エネルギー・電力の削減

家電機器、OA機器、自動車等のエネルギー消費機器については、必要なエネルギーを必要な時に効率よく使うという観点に立ち、消費電力の削減に努めること。例えば冷蔵庫について、設定を「弱」に変えること、扉を開ける時間を減らすこと、庫内に食品を詰め込み過ぎないようにすること。テレビについては省エネモードに設定するとともに画面の輝度を下げ、必要な時以外は主電源を切ること。温水洗浄便座については便座保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はフタを閉めること。電気カーペットについては、人がいる部分だけを温め、設定温度を「中」または「弱」にするよう心がけること。こたつについては、上掛けなどを活用し、暖気を逃さないようにすること。こうした取組を心掛けることで、日頃から消費電力の削減に努めること。

(2) 家庭等における省エネルギーの創意工夫と実践

家庭・オフィスにおいて、省エネナビ等のエネルギー消費量を見える化できる機材等を用いたエネルギー使用量の把握に努め、省エネルギー活動の可能性について検討を行い、省エネチェック表（別紙2）を参考として家庭等における創意工夫に基づいた省エネルギーの実践に努めること。

(3) エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入

家電機器、OA機器等の購入に当たっては、国際エネルギースターロゴの表示や、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考としつつ、より省エネルギー性能の高い機器を選択すること。特に、エアコン、冷蔵庫、テレビ、照明の購入に当たっては統一省エネラベルによる省エネ性能表示に留意し、省エネルギー性能の高い製品を選択すること。その際、必要に応じて省エネ型製品普及推進優良店や省エネ家電普及促進フォーラムの活動、省エネ家電普及促進キャンペーン（平成23年10月20日から平成24年1月22日まで）を活用し、キャンペーン期間中における積極的な省エネ家電の選択・購入に努めること。

(4) 機器に関する情報提供等とエネルギー消費効率の向上

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者・小売業者においては、機器のエネルギー消費効率を消費者にわかりやすく示すとともに、機器がエネルギー消費の削減にどのように役立つのか、どのような使い方が最もエネルギー使用量が少ないかについてきめ細かな情報提供、表示に努めること。また、製造・輸入事業者においては、「エネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にする」というトップランナー方式に基づいた機器の省エネルギー基準を踏まえ、自ら製造・輸入する機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

イ 住宅、ビル等について

(1) 暖房中の室温管理の徹底等

住宅においては、原則20℃を徹底するとともに、ビルにおいては19℃に設定す

る等、適切な空調の使用・管理を行うこと。この場合において、適切な室温の下で快適に過ごせるよう「ウォーム・ビズ」を励行すること。省エネ効果を高めるため、こまめにエアコンのフィルターを掃除すること、室外機周辺の障害物を取り除くこと、等に留意すること。また、業務に支障のない範囲で執務エリアの照明の間引き、昼休み等における完全消灯、エレベーターやエスカレーターの運転台数削減、自動販売機の管理者の協力のもと自動販売機の適切な温度設定等に努めることにより、エネルギー消費について適正な管理を行うこと。なお、電気室及びコンピューター室の空調設定温度についても、コンピューター等の性能が確保できる範囲内で可能な限りで設定温度を調整する等の適正な運用に努めること。

(2) 省エネルギーに配慮した設計・施工

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、外壁・窓等を通して熱の損失の防止を図るため、省エネ法に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減などの確かな設計及び施工を行うこと。また、積極的なエコ住宅の新築や断熱改修などのエコリフォームに努めること。

(3) 省エネルギーに配慮した設備の導入等

住宅、ビル等の所有者は、日照等の設置条件による発電効果等を考慮した上で、太陽光発電の余剰電力買取制度、導入補助制度等の活用を通じて、新築・既築双方において、太陽光発電システムの設置に努めること。照明の購入に当たっては、電球形蛍光灯ランプやLED電球、Hf型蛍光灯器具、LED照明器具、セラミックメタルハライドランプへ代替可能なものは切替えに努めること。夜間照明を行うに当たっては、可能な場合にはグリーン電力証書の活用を努めること。エネルギー使用機器を最適に制御するためのITを活用した需要マネジメントシステムの導入に努めること。また事業所等で使う燃料についてはバイオマス燃料、都市ガス等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

(4) 省エネルギーに資する事業活動の合理化と、従業員等の意識向上

事務の見直し等により残業を削減する等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。また、従業員等に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけるための研修・シンポジウム等へ参加する機会を提供するよう努めること。

3. 運輸関係

(1) 省エネ法に基づくエネルギーの管理の徹底

貨物（旅客）輸送事業者にあつては、省エネ法に基づく「貨物（旅客）の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物（旅客）輸送事業者の判断の基準」の遵守に努めること。また、荷主にあつては、省エネ法に基づく「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準」の遵守に

努めること。

(2) 自ら製造・輸入する機器のエネルギー消費効率の向上

自動車等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者においては、「エネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にする」というトップランナー方式に基づいた機器の省エネルギー基準等を踏まえ、自ら製造・輸入する機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

(3) 公共交通機関の利用の促進

通勤や業務時の移動及び休暇におけるレジャー等の人の移動に際しては、できる限り鉄道、バスなどの公共交通機関の利用を図り、近距離移動に際しては、徒歩や自転車での移動を図ること。道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

(4) エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、省エネルギー基準を踏まえ、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考とするとともに、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金、自動車重量税・自動車取得税の時的減免措置・時的軽減措置を活用し、環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入に努めること。貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

(5) 輸送機関における暖房温度の適正化

鉄道、バス、トラック、自家用及び業務用自動車、航空機、船舶等の暖房中の室温は、暖房が過度とならないように原則20℃を徹底する等、エネルギー消費について適正な管理を行うこと。

(6) エコドライブの実践等

自動車を利用する場合には、エコドライブ（ふんわりアクセル、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（VICSの活用等）等により省エネルギーに努めること。また、バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

4. その他

(1) 地域においては、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議を通じて各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図る等、地域の特性を踏まえた取組を推進すること。

(2) 省エネルギーに資する、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、

再生利用（リサイクル）に努めること。

(3) その他、エネルギーの使用の合理化を図ること。

○ 冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動

省 庁	実 施 する 普 及 広 報 活 動
内 閣 府	<ol style="list-style-type: none"> 1. 政府広報を通じ、冬の省エネルギーの普及広報活動を行う。 2. ホームページ掲載を通じ、省エネルギーの普及促進を図る。 3. 関係団体に対し、冬季の省エネルギー対策の一層の推進について要請する。
総 務 省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報通信産業の関係団体等に対し、情報通信を活用した交通代替（テレワーク）や自動車交通の円滑化、物流の効率化など省エネルギーに資する情報通信利用の普及に努めるとともに、省エネルギーの一層の周知徹底を図るよう要請する。 2. 道路交通情報のきめ細かな収集と適切な提供等により交通流の円滑化を図り、省エネルギーを実践するため、3メディア対応型VICS対応車載機の普及促進を図る。 3. 「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）について、本省内、地方支分部局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
法 務 省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本省内、地方支分部局等に対し「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）の推進に努めるよう周知徹底を図るとともに、本省内のポスター掲示、ホームページ掲載等を通じ、省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の定着及び実践を図る。
外 務 省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本省内、関係団体等に対し「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）の重要性及び推進の周知徹底を図るとともに、本省内の掲示等を通じ、省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の改革及び実践を図る。
財 務 省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）について、本省内、地方支分部局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
文 部 科 学 省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会及び関係機関等に対し、「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）の推進に努めるよう周知することにより、普及促進を図る。 2. 「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）、学校施設における省エネルギー対策について（実施要領）及び学校における省エネルギー点検チェックリストのホームページ掲載を通じ、省エネルギーの普及促進を図る。
厚 生 労 働 省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本省内及び地方支分部局への周知をはじめ、「省エネ総点検の日」に向けて、関係団体等を通じ、省エネルギーの周知に努め、また、普及広報活動も含め協力を依頼する。 2. 建築物環境衛生管理技術者講習会において、ビルの管理業務における省エネルギー対策に関する講義を行う。

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
農 林 水 産 省	<p>1. 農林漁業者等に対し、パンフレットの配布やインターネットによる情報提供、関係団体等を通じて、農林水産業における省エネルギー対策について普及広報を行う。</p> <p>2. 農業者に対して施設園芸の省エネルギー生産管理の実践や農業機械の省エネルギー利用の推進について、利用マニュアルや生産管理チェックシートの配布、インターネットによる情報提供等を通じて普及促進活動を行う。</p> <p>3. 漁業者等に対して、漁船の経済速度での運行、機関の適正な保守点検等の省エネルギー対策について漁協系統広報誌、インターネットによる情報提供等を通じて普及促進活動を行う。</p> <p>4. 食料の輸送に伴う燃料の消費抑制にも資するため、地産地消の推進の普及啓発活動を行う。</p>
経 済 産 業 省	<p>1. 本省及び地方経済産業局等においてパンフレット配布、ホームページ掲載等を通じ、省エネルギーの普及促進を図るとともに、関係団体等を通じて省エネルギーの周知徹底を図るよう要請する。</p> <p>2. 民間団体等を通じて、</p> <p>(1) 省エネルギーポスターを作成し、全国規模で官公庁、政府関係団体、関係業界、地方公共団体、学校等に貼付する。</p> <p>(2) 機器のエネルギー消費効率等をわかりやすく一般消費者に示す「省エネ性能カタログ」を作成・配布する。</p> <p>(3) 家庭等において、エネルギー使用量をリアルタイムで掌握できるエネルギー使用量表示計（省エネナビ等）を用いて通常ベースの使用量、省エネルギーへの使用量等の調査、情報提供を行い、その成果等について広く情報提供する。</p> <p>(4) エコドライブの実践方法を広く情報提供すると共に、講習会及び講習会を実施する。</p> <p>(5) その他、新聞広報、ホームページ、インターネット等による省エネルギー広報の強化を図る。</p> <p>(6) ビルにおける省エネ手法を紹介したパンフレットの配布を行う。</p> <p>3. グリーン物流パートナーシップ会議の活動を通じ、トラックの輸送効率化、複数荷主によるモーダルシフト及び共同輸送、3PL事業による物流の効率化等の取組みの普及・拡大を呼びかける。</p>
国 土 交 通 省	<p>1. (財) 建築環境・省エネルギー機構を通じ、省エネルギー基準やその計算方法等に関する「建築環境・省エネルギー講習会」を開催するとともに、「環境・エネルギー優良建築物マーク表示制度」、「環境共生住宅認定制度」を実施し、環境共生住宅巡回展を開催する。</p> <p>2. 鉄道事業者に対し、省エネルギーに関するポスターを掲示する等広報に努めるよう要請する。</p> <p>3. ホームページ掲載等により、ガソリン自動車の燃費一覧の情報提供を行う。</p> <p>4. グリーン物流パートナーシップ会議の活動を通じ、物流の効率化等の取組みの普及・拡大を呼びかける。</p> <p>5. 運輸事業者のグリーン経営（環境負荷の少ない事業経営）推進のための「グリーン経営推進マニュアル」（自動車、海事及び倉庫関係事業者向け）の配布、講習会の開催等を行う。</p> <p>6. 道路交通情報のきめ細かな収集と適切な提供等により交通流の円滑化を図り、省エネルギーを実践するため、VICSSの普及促進を図る。</p>

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
環 境 省	<p>1. 経済界をはじめとする各界と連携しながら、各種メディアを有機的に用いて、地球温暖化の危険な状況を伝えるとともに「6つのチャレンジ」をはじめとする具体的な温暖化防止の行動の実践を促す、「チャレンジ25キャンペーン」を愛称とした地球温暖化防止の国民運動を推進する。</p> <p>2. 「チャレンジ25キャンペーン」として、省エネルギー・省CO2につながる新しいライフスタイルへの転換や省エネルギー効果の高い製品の買換えなどを呼び掛ける。</p> <p>3. 11月1日から3月31日までの間、政府はもとより、自治体、民間企業、各家庭に対して、「ウォームビズ」の実践の呼びかけを実施し、政府においては19℃、民間においては20℃の室温を目標にした、適切な暖房使用を普及する。</p>
防 衛 省	<p>1. 本省及び地方支分部局並びに関係団体に対し「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）の資料を配布し、その重要性及び省エネルギーの意義を周知徹底するとともに、ポスター、貼り紙の掲示等、省エネルギー対策の普及を図る。</p> <p>2. 当省の環境保全の取組、家庭でできる省エネルギー対策等について省OA掲示板に掲載することにより、職員に対し周知を図る。</p> <p>3. 庁舎内に設定温度等のポスターを掲示することにより省エネルギー対策を周知する。</p>
警 察 庁	<p>1. 「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）について、本庁内、都道府県警察、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。</p> <p>2. 関係団体に対し、経済運転や不要不急のマイカーの利用自粛等の普及広報活動を行うよう要請。</p> <p>3. 都道府県警察に対し、経済運転・節約運転の方法、駐車違反の防止等について普及広報活動を行うよう要請。</p> <p>4. 交通需要マネジメント施策等、省エネルギーに資する施策推進の普及広報に努める。</p> <p>5. 道路交通情報のきめ細かな収集と適切な提供等により交通流の円滑化を図り、省エネルギーを実践するため、3メディア対応型VICSの普及促進を図る。</p> <p>6. 燃料消費量及び二酸化炭素排出量削減の観点から、エコドライブ（やさしい発進、いわゆる「ふんわりアクセル『eスタート』」、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、無用なアイドリングをしないこと、タイヤの空気圧を適正に保つなどの確実な点検・整備等）の広報啓発を促進する。</p>
金 融 庁	<p>1. 「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）について、本庁内、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。</p>
消 費 者 庁	<p>1. 省エネルギーの普及促進や、消費生活に関する情報発信の際に省エネルギーの趣旨・意義が反映されることを図るため、「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）について、庁内等に周知する。</p>

省エネチェック表

省エネ項目		1台の年間節約金額	チェック欄
AIR CONDITIONING			
1	冷房は28℃、暖房は20℃を目安に温度設定をしている。 ◆冷房時：エアコンの温度設定を27℃から28℃に ◆暖房時：エアコンの温度設定を21℃から20℃に ◆暖房時：ガスファンヒーターの温度設定を21℃から20℃に ◆暖房時：石油ファンヒーターの温度設定を21℃から20℃に	670円 1,170円 1,390円 780円	YES <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/>
2	電気カーペットは部屋の広さや用途にあったものを選び、温度設定をこまめに調節している。 ◆部屋の広さや用途にあったものを選ぶ ◆設定温度を下げる	1,980円 4,090円	YES <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/>
3	冷暖房機器は不必要なつけっぱなしをしないように気を付けている。 ◆冷房時(28℃)：エアコンを1日1時間短縮 ◆暖房時(20℃)：エアコンを1日1時間短縮 ◆暖房時(20℃)：ガスファンヒーターを1日1時間短縮 ◆暖房時(20℃)：石油ファンヒーターを1日1時間短縮	410円 900円 2,240円 1,300円	YES <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/>
4	こたつはこたつ布団と一緒に敷布団と上掛けも使用し、温度設定をこまめに調節している。 ◆敷布団と上掛け布団 ◆設定温度調節	710円 1,080円	YES <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/>
LIGHTING			
5	照明は、省エネ型の蛍光灯や電球形蛍光灯を使用するようにしている。 ◆白熱球(54W)を省エネ型の電球形蛍光灯(12W)に替える	1,850円	YES <input type="checkbox"/>
6	人のいない部屋の照明は、こまめな消灯を心がけている。 ◆蛍光灯(12W)：1灯あたり1日1時間短縮 ◆白熱灯(54W)：1灯あたり1日1時間短縮	100円 430円	YES <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/>
ENTERTAINMENT			
7	テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにしている。 ◆25インチ(ブラウン管)：1時間短縮	700円	YES <input type="checkbox"/>
KITCHEN			
8	冷蔵庫の庫内は季節にあわせて温度調整をしたり、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓に気を付けている。 ◆詰め込みすぎない ◆冷蔵強度を適切に(強→中)	960円 1,360円	YES <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/>
9	冷蔵庫は壁から適切な間隔をあけて設置している。	990円	YES <input type="checkbox"/>
10	冷蔵庫の扉は開閉を少なくし、開けている時間を短くするように気を付けている。 ◆無駄な開閉をやめる(50回/日→25回/日)	230円	YES <input type="checkbox"/>
11	洗いのものをする時は、給湯器は温度設定を出来るだけ低くするようにしている。 ◆温度設定を40℃から38℃に	1,500円	YES <input type="checkbox"/>
12	煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用している。 ◆葉菜(ほうれん草、キャベツ)の場合 ◆果菜(ブロッコリー、カボチャ)の場合 ◆根菜(ジャガイモ、里芋) ※使用電力は増大するので、ピーク期間・時間帯における使用は避けた方がよい場合がある。	1,120円 1,210円 1,130円	YES <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/>
13	電気ポットは長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜くようにしている。	2,360円	YES <input type="checkbox"/>
14	食器洗い乾燥機を使用する時は、まとめて洗い温度調節もこまめにしている。 ◆手洗いと比較した場合	10,670円	YES <input type="checkbox"/>
BATH & TOILET			
15	お風呂は、間隔をおかずに入るようにして、追い焚きをしないようにしている。	6,490円	YES <input type="checkbox"/>
16	シャワーはお湯を流しっぱなしにしないように気を付けている。 ◆流しっぱなしにしない(1分間/回の短縮)	3,170円	YES <input type="checkbox"/>
17	温水洗浄便座は温度設定をこまめに調節し、使わない時はふたを閉めるようにしている。 ◆使わない時にふたを閉める ◆便座の設定温度を1段階下げる ◆洗浄水の温度設定を1段階下げる	770円 580円 300円	YES <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/>

CLEANING			
18	洗濯する時は、まとめて洗うようにしている。 ◆まとめて洗濯する（定格容量の4割→8割）	3,950円	YES <input type="checkbox"/>
CAR			
19	ふんわりアクセル「eスタート」を心がけている。	11,110円	YES <input type="checkbox"/>
20	加減速の少ない運転をするように気を付けている。	3,900円	YES <input type="checkbox"/>
21	早めのアクセルオフをするように気を付けている。	2,410円	YES <input type="checkbox"/>
22	アイドリングはできる限りしないように気を付けている。	2,300円	YES <input type="checkbox"/>
23	外出時は、できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関を利用するようにしている。	-	YES <input type="checkbox"/>
ETC			
24	電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくしている。 ◆主電源を切り、プラグを抜く	2,490円	YES <input type="checkbox"/>
25	電気、ガス、石油機器などを買う時は、省エネルギータイプのものを選んでいる。	6,960円	YES <input type="checkbox"/>

(参考文献：「家庭の省エネ大事典 2011年版」)

家庭・オフィスでは「家庭の省エネ大事典 2011年版」も活用した、
より一層の省エネを実践しましょう！！

「家庭の省エネ大事典 2011年版」の詳細はこちら！！

家庭の省エネ大事典

検索

事業者の皆様・ご家庭の皆様へ
今冬の節電へのご協力をお願い

平成23年11月
経済産業省

今冬、関西電力・九州電力管内を中心に、電力不足が懸念されます。政府、電力会社においては、引き続き供給力の確保に最大限の努力をして参りますが、それでもなお電力需要と供給力にはギャップが発生することが懸念されます。

大変なご迷惑をおかけしますが、需給ギャップによる停電の発生を回避するため、ライフライン機能の維持や生産活動等に実質的な影響が生じない範囲で、以下のとおり自主的な節電のご協力をお願い申し上げます。

(1) 関西電力管内

12/1	12/19	平日（年末年始は12/29～1/4を除く）	3/23	3/30
平日9:00-21:00 数値目標なしの節電		9:00-21:00 ▲10%以上の節電※		平日9:00-21:00 数値目標なしの節電

※関西電力管内にて節電をお願いする期間・時間帯において、それぞれの需要家の前年同月の使用最大電力（kW）の値等を目安とした基準からの節電をお願いします。（裏面参照）

※▲10%以上の節電を実施した場合、ライフライン機能等への支障や生産活動に実質的な影響を及ぼす場合には、影響が生じない範囲で自主的に目標を設定頂き、節電をお願い致します。その場合には、事業所の業務部門については共通目標（▲10%以上）を上回る節電をお願いします。（詳細は、http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.htmlをご覧ください。）

(2) 九州電力管内

12/1	12/19	平日（年末年始は12/29～1/4を除く）	2/3	3/30
平日8:00-21:00 数値目標なしの節電		8:00-21:00 ▲5%以上の節電※		平日8:00-21:00 数値目標なしの節電

※九州電力管内にて節電をお願いする期間・時間帯において、それぞれの需要家の前年同月の使用最大電力（kW）の値等を目安とした基準からの節電をお願いします。（裏面参照）

※▲5%以上の節電を実施した場合、ライフライン機能等への支障や生産活動に実質的な影響を及ぼす場合には、影響が生じない範囲で自主的に目標を設定頂き、節電をお願い致します。その場合には、事業所の業務部門については共通目標（▲5%以上）を上回る節電をお願いします。（詳細は、http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.htmlをご覧ください。）

(3) その他の電力管内（北海道、東北、東京、中部、北陸、中国、四国）

12/1	平日（年末年始は12/29～1/4を除く）	9:00-21:00	3/30
		数値目標なしの節電※	

※平日（年末年始は12/29～1/4を除く）9:00-21:00において、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲（照明・空調等の節電等）での節電をお願いします。（裏面参照）

被災された地域の皆様へ

特に無理のない範囲でのご協力をお願い致します。

（例えば、昼休みの消灯、使用していないエリアのこまめな消灯等）

使用最大電力(kW)の抑制について

①ピーク期間・時間帯(※1)において、それぞれの需要家の前年同月(※2)の使用最大電力(kW)の値等を目安とした基準からの節電をお願いします。

※1) 各電力会社管内において節電を要請する期間・時間帯。

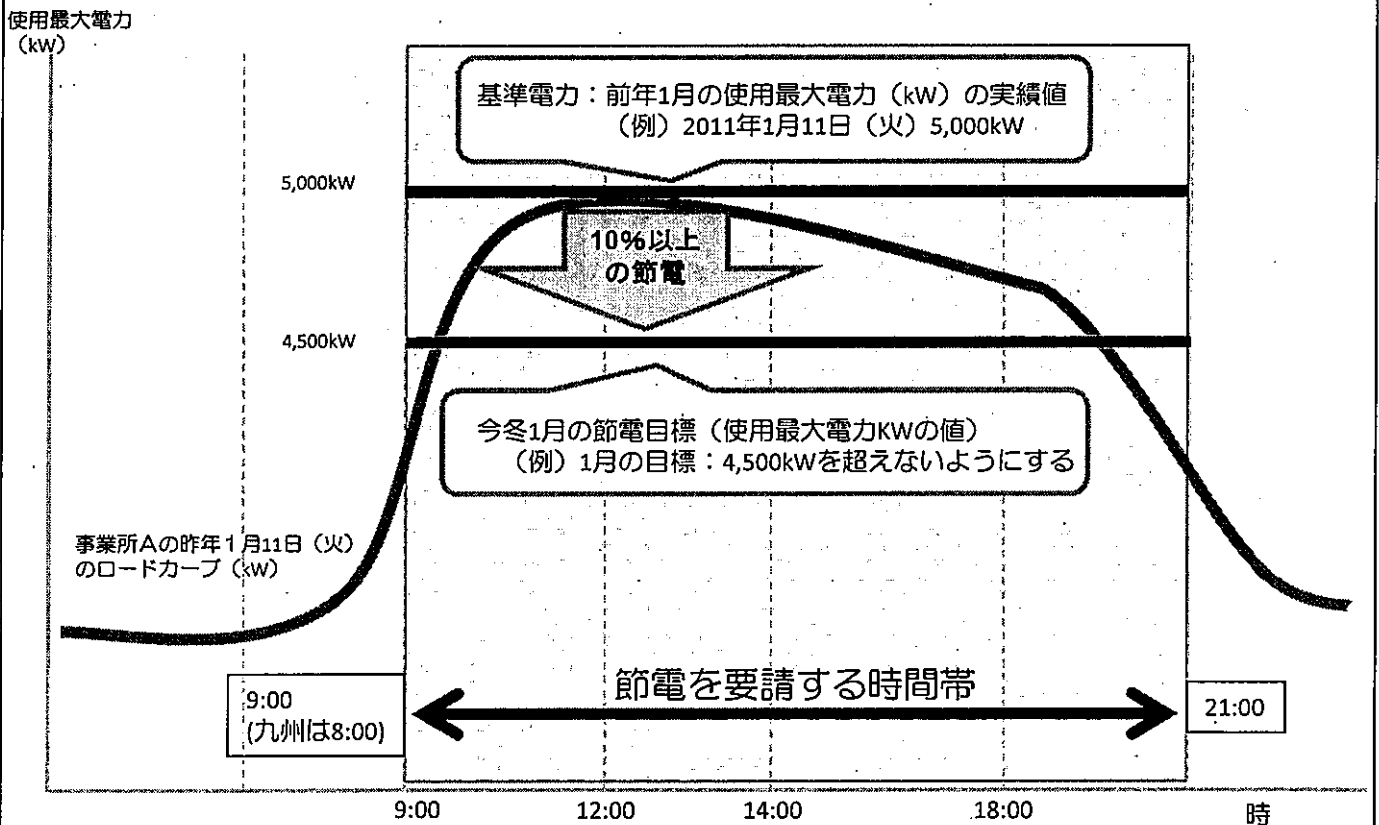
例：関西電力管内であれば、数値目標を設定するのは12月19日-3月23日(12/29-1/4を除く)平日9:00-21:00

※2) 2012年1月であれば2011年1月の使用最大電力(kW)等

②1日(24時間)を通じた電気の使用量(kWh)の合計の抑制ではありません。

関西電力管内の事業所A(1月)の場合<例>

以下の、関西電力管内における事業所A(1月)の例の場合、前年1月の使用最大電力5,000kWに対し、今冬10%以上の節電により、今冬1月における平日(1/3, 1/4を除く)9:00-21:00の時間帯は、使用最大電力(kW)が、4,500kWを超えないよう節電へのご協力をお願いします。



節電に関する情報をご紹介
政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」
<http://www.setsuden.go.jp>

節電に関するお問い合わせは
節電ダイヤル
TEL. 0570-064-443 (9時～17時)

具体的な節電メニューをご紹介
節電メニュー
http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html

電力がひっ迫したら携帯電話・スマホにお知らせ
需給ひっ迫お知らせサービス
<http://seikatsu.setsuden.go.jp/appli/>